

○京都府自治会館管理組合事務局設置条例

(平成8年2月20日条例第6号)

第1条 京都府自治会館管理組合管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を設置する。

第2条 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。